

## 第3章 対応の記録

### 第3節 市立学校・保育所等

(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援.....	61
保育所・認定こども園・認可外保育施設等の保護者への支援.....	61
幼稚園・保育所・認定こども園の設置者・運営者への支援.....	63
幼稚園・保育所・認定こども園における感染拡大防止対策.....	65
幼稚園・保育所・認定こども園への衛生物品等の配付.....	67
(2)小・中・高校などの支援.....	68
学校における感染症対策.....	68
学校行事の実施(中止・継続・再開)に係る経緯と考え方.....	70
学校・児童生徒・保護者に対する感染症対応等の周知.....	75
学校給食における感染対策の経緯と考え方.....	76
休校時における昼食支援.....	79
感染拡大時の学習支援.....	80
パラリンピック学校連携観戦プログラム.....	82
養護教育センターにおける感染拡大防止対策.....	86
子どもルーム・アフタースクールの保護者への支援.....	87
子どもルーム・アフタースクールにおける感染拡大防止対策.....	89
子どもルーム・アフタースクールへの衛生物品等の配付.....	91
(3)その他の施設等への支援.....	92
こども関係施設における感染拡大防止対策.....	92
こども関係施設への衛生物品等の配付.....	96

節	3 市立学校・保育所等																													
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援																													
項目名	保育所・認定こども園・認可外保育施設等の保護者への支援																													
担当課	幼保運営課																													
取組内容	<p>【登園自粛要請等に伴う保育所、認定こども園等の利用料減免】(令和2年3月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ陽性者発生等による登園自粛、休園措置に伴い、保護者が負担する利用料を減免した。</li> </ul> <p>【一時預かりの利用料減免(定期利用)】(令和2年3月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休園や登園自粛等により、一時預かりを利用しなかった場合に利用料を減免した。</li> </ul> <p>【認可外保育施設の利用料減免】(令和2年4月～5月、令和4年1月～3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設(保育ルーム・企業主導型保育事業)が臨時休園や登園自粛等により、認可外保育施設等を利用しなかった場合に利用料を減免した。</li> <li>※企業主導型保育事業は令和4年1月～3月についてのみ利用料を減免</li> </ul> <p>【祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金】(令和2年10月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染対策等により保育所等を利用せず、在宅で保育をする世帯に対し、支援金を給付した。</li> </ul>																													
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登園自粛要請等に伴う利用料減免(千円)</td> <td>465,026</td> <td>440,547</td> <td>120,138</td> <td>1,025,711</td> </tr> <tr> <td>一時預かりの利用料減免(千円)</td> <td>5,810</td> <td>4,097</td> <td>911</td> <td>10,818</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設(保育ルーム等)の利用料減免(千円)</td> <td>2,865</td> <td>1,362</td> <td>—</td> <td>4,227</td> </tr> <tr> <td>祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金(千円)</td> <td>1,630</td> <td>4,010</td> <td>3,350</td> <td>8,990</td> </tr> </tbody> </table>					年度	R2	R3	R4	計	登園自粛要請等に伴う利用料減免(千円)	465,026	440,547	120,138	1,025,711	一時預かりの利用料減免(千円)	5,810	4,097	911	10,818	認可外保育施設(保育ルーム等)の利用料減免(千円)	2,865	1,362	—	4,227	祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金(千円)	1,630	4,010	3,350	8,990
年度	R2	R3	R4	計																										
登園自粛要請等に伴う利用料減免(千円)	465,026	440,547	120,138	1,025,711																										
一時預かりの利用料減免(千円)	5,810	4,097	911	10,818																										
認可外保育施設(保育ルーム等)の利用料減免(千円)	2,865	1,362	—	4,227																										
祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金(千円)	1,630	4,010	3,350	8,990																										

成果と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設から陽性者が発生した際の臨時休園や、児童の登園自粛、自宅療養等による利用料の減免を行うことで、利用者の負担軽減を図ることができたものとする。</li><li>・新型コロナウイルス感染症に関連して保育所等が臨時休園等した場合の一時預かり利用料を軽減することで、利用者の負担軽減を図ることができたものとする。</li><li>・新型コロナウイルス感染症への感染の不安から、保育園等を利用せず在宅で児童を保育する世帯を支援することで、感染の不安軽減や感染拡大の防止につながったものとする。</li></ul>
-------	--

節	3 市立学校・保育所等
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援
項目名	幼稚園・保育所・認定こども園の設置者・運営者への支援
担当課	幼保運営課、幼保支援課、幼保指導課
取組内容	<p>新型コロナウイルス感染症が発生しても安定的に幼稚園、保育園、認定こども園等の運営を行うため、各種支援を行った。</p> <p>【保育所・認定こども園等】</p> <p>① 保育従事者に対するPCR検査の実施(令和4年8月～9月)      保育従事者が行うPCR検査の費用を市が負担し、実施(5,500円/1検体)</p> <p>② 原油価格・物価高騰等に伴う光熱費補助(令和4年10月～)      物価高騰に伴う光熱費の負担増に係る経費を補助      補助単価(令和4年10月～令和5年3月)      児童1人あたり2,700円</p> <p>③ 原油価格・物価高騰等に伴う給食費補助(令和4年7月～)      物価高騰に伴う食材料費の負担増に係る経費を補助      補助単価(令和4年7月～令和5年3月)      3歳未満児:1食あたり約21円      3歳以上児:1食あたり約14円</p> <p>④ 事業者に対する給付・補助の通常支払(令和2年4月～令和4年7月)      新型コロナウイルス感染症の発生等により、臨時休園等をした場合でも平時と同様に運営費を支給</p> <p>⑤ 一時預かりの利用料収入補填(補助)(令和2年3月～令和5年3月)      臨時休園等による一時預かり利用料減免分の運営費を支給</p> <p>【幼稚園】</p> <p>①保育従事者に対するPCR検査の実施(令和4年8月～令和4年9月)      …千葉県が実施する「私立幼稚園教職員へのPCR検査実施事業」により、市内私立幼稚園の教職員が行うPCR検査の費用を市が負担し、実施(5,500円/1検体)</p> <p>②原油価格・物価高騰等に伴う光熱費補助(令和4年10月～令和5年3月)      …コロナ禍における物価高騰のなか、保育所等の負担を軽減するため、光熱費の負担増に係る経費の支援を実施      ・補助額 児童一人あたり2,700円</p> <p>③原油価格・物価高騰等に伴う給食費補助(令和4年7月～令和5年3月)      …コロナ禍における物価の高騰のなか、保護者負担の軽減を図るとともに、質の確保のされた保育が提供されるよう、給食費の支援を実施</p>

	<p>・補助基準額 補助基本額×補助対象機関の喫食予定数×児童数  3歳未満児 約21円/1食 3歳以上児 約14円/1食</p>												
実績	【保育所・認定こども園等】												
	年度	R2	R3	R4	計								
	① (回)	—	—	2,732	2,732								
	② (千円)	—	—	66,855	66,855								
	③ (千円)	—	—	79,580	79,580								
	④ (千円)	24,387,386	25,824,904	26,966,229	77,178,519								
	⑤ (千円)	5,810	4,097	911	10,818								
	<p>【幼稚園】</p> <p>・対象園に事業内容の周知を行った結果、以下のとおりの活用があった。</p> <p>〈対象園：①市内私立幼稚園・幼稚園型認定こども園85園  ②③市内私立幼稚園53園〉</p> <p>〈実施園〉①39園 ②52園 ③39園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① PCR検査の実施数(回)</td> <td>1,362</td> </tr> <tr> <td>② 光熱費補助(千円)</td> <td>19,821</td> </tr> <tr> <td>③ 給食費補助(千円)</td> <td>9,747</td> </tr> </tbody> </table>					年度	R4	① PCR検査の実施数(回)	1,362	② 光熱費補助(千円)	19,821	③ 給食費補助(千円)	9,747
年度	R4												
① PCR検査の実施数(回)	1,362												
② 光熱費補助(千円)	19,821												
③ 給食費補助(千円)	9,747												
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の幼稚園、保育園、認定こども園等でPCR検査の受検を希望される無症状の保育従事者等に検査を実施することで、感染の不安軽減や感染拡大の防止につながった。</li> <li>・原油価格・物価高騰等に伴う光熱費補助を行うことで、施設の負担軽減を図り、安定した保育サービスの継続に寄与した。</li> <li>・原油価格・物価高騰等に伴う給食費補助を行うことで、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施することができた。</li> <li>・施設から陽性者が発生した際の臨時休園等においても、給付・補助を通常通り支給することや、児童の登園自粛、自宅療養等による保育料減免に伴う給付費補填、一時預かりの利用料収入補填を行うことで、施設の負担軽減を図ることができた。</li> </ul>												

節	3 市立学校・保育所等																																					
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援																																					
項目名	幼稚園・保育所・認定こども園における感染拡大防止対策																																					
担当課	幼保運営課、幼保支援課、幼保指導課																																					
取組内容	<p>【保育所・認定こども園等の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ陽性者発生に伴う登園自粛、休園措置(令和2年2月～令和4年7月)</li> <li>・保育所等におけるコロナ陽性者等聞き取り及び濃厚接触者の特定(令和2年2月～令和4年7月)</li> <li>・感染症対策に必要な経費の支援(マスク、消毒液等の物品購入費用等)(令和2年4月～)</li> </ul> <p>【幼稚園の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園におけるコロナ陽性者等聞き取り及び濃厚接触者の特定(令和3年9月～令和4年7月)</li> </ul> <p>【幼稚園・保育所・認定こども園等共通の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設等における過ごし方の制限(マスクの着用等)(令和2年2月～令和5年5月)</li> <li>・感染防止対策に関する相談・助言等(令和2年2月～)</li> </ul>																																					
実績	<p>【保育所・認定こども園等の対策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登園自粛要請数(回)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>休園数(ヶ所)</td> <td>45</td> <td>631</td> <td>660</td> <td>1,336</td> </tr> <tr> <td>陽性者数(人)</td> <td>115</td> <td>2,778</td> <td>9,004</td> <td>11,897</td> </tr> <tr> <td>物品購入費助成金額(千円)</td> <td>240,630</td> <td>120,887</td> <td>127,371</td> <td>488,888</td> </tr> </tbody> </table> <p>※休園数及び陽性者数は延べ数  ※陽性者発生に伴う休園措置は令和4年7月27日で終了</p> <p>【幼稚園における陽性者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陽性者数(人)</td> <td>597</td> <td>1,064</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※把握している R4年2月～R5年5月の状況</p>					年度	R2	R3	R4	計	登園自粛要請数(回)	1	2	—	3	休園数(ヶ所)	45	631	660	1,336	陽性者数(人)	115	2,778	9,004	11,897	物品購入費助成金額(千円)	240,630	120,887	127,371	488,888		R3	R4	R5	陽性者数(人)	597	1,064	2
年度	R2	R3	R4	計																																		
登園自粛要請数(回)	1	2	—	3																																		
休園数(ヶ所)	45	631	660	1,336																																		
陽性者数(人)	115	2,778	9,004	11,897																																		
物品購入費助成金額(千円)	240,630	120,887	127,371	488,888																																		
	R3	R4	R5																																			
陽性者数(人)	597	1,064	2																																			

	<p><b>【幼稚園・保育所・認定こども園等共通の対策】</b></p> <p>市内の保育施設が同様の感染防止対策等を行えるよう以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止対策の留意事項などをまとめた「新型コロナウイルス感染症 ～かからない うつさない ために～」を作成し、定期的に周知。</li> <li>・ 国の「基本的対処方針」の変更などに応じ、適宜、市の対応方針・留意事項などをまとめた通知を発出。</li> </ul>
<p>成果と課題</p>	<p><b>【保育所・認定こども園等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を受け、保育園等の利用者に家庭での保育が可能な場合には登園を控えるよう要請(①R2.4.8～R2.5.31、②R3.8.23～R3.9.30、③R4.1.25～R4.3.21)したことで、感染拡大防止につながった。</li> <li>・ 施設から陽性者が発生した場合に、施設を臨時休園としたほか、濃厚接触者を特定し、自宅待機とすることで、感染拡大防止につながった。</li> <li>・ 施設に対しマスクや消毒液等の購入に係る経費を助成することで、感染症に対する体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供することができたものと考えている。</li> <li>・ 国の運用変更に合わせて定期的に周知を行うことで、感染拡大防止に効果があったものと考えている。</li> </ul> <p><b>【幼稚園】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設から陽性者が発生した場合に、濃厚接触者を特定し、自宅待機期間等を園へ連絡し感染拡大防止に努めた。</li> <li>・ 国の運用変更に合わせて定期的に周知を行うことで、感染拡大防止に効果があったものと考えている。</li> <li>・ 所管庁である県が感染症対策に必要な経費の支援や各種通知等を実施していることから、県と情報共有を緊密に行った。</li> </ul>

節	3 市立学校・保育所等				
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援				
項目名	幼稚園・保育所・認定こども園への衛生物品等の配付				
担当課	幼保運営課、幼保支援課、幼保指導課				
取組内容	<p>【衛生物品等の配付】(令和2年4月～令和4年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国から配布されたマスク、使い捨て手袋等の衛生用品を、幼稚園・保育所・認定こども園等に配付した。</li> </ul>				
実績	【保育所・認定こども園等】				
	年度	R2	R3	R4	計
	使い捨てマスク(枚)	574,800	1,077,000	397,000	2,048,800
	使い捨て手袋(枚)	1,276,400	2,396,000	478,000	4,150,400
	抗原検査簡易キット(回分)	—	14,520	12,000	26,520
	【幼稚園】				
	年度	R2	R3	R4	計
	使い捨てマスク(枚)	21,200	26,000	18,000	65,200
	使い捨て手袋(枚)	78,000	63,000	30,000	171,000
	抗原検査簡易キット(回分)	—	3,480	—	3,480
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内幼稚園(私学助成・給付型・国立)61園に配布</li> <li>・その他、寄贈いただいたハンドジェル(約200本)を希望園に配布</li> </ul>					
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の保育所等および幼稚園に衛生物品を配布することで、感染の不安軽減や感染拡大の防止に繋がったものとする。</li> </ul>				

節	3 市立学校・保育所等					
細節	(2)小・中・高校などの支援					
項目名	学校における感染症対策					
担当課	教育委員会総務課・保健体育課					
取組内容	<p>【新型コロナウイルス感染症対策事業】(令和2年4月～令和6年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、令和2年度は市立学校の全教室に加湿器を設置。その他、各学校の裁量により、消毒用アルコールやマスクなどの消耗品や分散授業に必要となる備品等を購入した。令和3年度からは、消毒用アルコールや手袋などの消耗品を購入。令和5年度は、換気対策としてCO2モニターを市立学校の全学級に設置。また、感染者が発生した場合に必要な消毒用アルコールなどの購入支援を行った。</li> </ul> <p>【感染者発生状況調査】(令和3年1月～令和4年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における児童生徒の感染者発生状況を把握するために、学校に「陽性者判明時間き取りシート」を配布し、感染者が判明した際に必要事項を記入して提出することを求めた。学校から提出のあったシートをもとに、濃厚接触者の疑いのある行動が考えられる場合に保健所にシートを提出し、濃厚接触者の特定を依頼した。また特定した濃厚接触者については必要に応じて、保健所と連携して追加調査を実施した。</li> <li>・保健所に本課の職員1名を1か月程度決められた時間帯に派遣し、感染者のシステム登録業務を行った。その後、学校における濃厚接触者の特定を行う業務は国の方針変更により令和4年4月より本課が引き続き担当し、聞き取り内容をもとに対象の学校に対して濃厚接触者の有無を伝え、感染対策について指導・助言した。</li> </ul>					
実績	【新型コロナウイルス感染症対策事業(消耗品・備品等の購入)】					
	年度	R2	R3	R4	R5	計
	金額(千円)	498,254	55,484	53,871	22,236	629,845
	令和2年度	加湿器、TVモニター、ストーブ、アルコール 等				
	令和3年度	アルコール、マスク、手袋、非接触型体温計 等				
	令和4年度	アルコール、マスク、手袋、ハンドソープ 等				
	令和5年度	CO2モニター、アルコール、ハンドソープ 等				
	【感染者発生状況調査】					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校から提出のあった「陽性者判明時間き取りシート」や「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力状況をもとに、感染者数を把握した。</li> <li>・感染状況を把握し、感染流行時や感染拡大の可能性が考えられる学校に対しては、感染対策等について指導・助言をした。</li> </ul>					

	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 208 691 271">年度</th> <th data-bbox="699 208 855 271">R2</th> <th data-bbox="863 208 1019 271">R3</th> <th data-bbox="1027 208 1184 271">R4</th> <th data-bbox="1192 208 1348 271">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 282 691 376">市立学校における 児童生徒の感染報告件数</td> <td data-bbox="699 282 855 376">165</td> <td data-bbox="863 282 1019 376">6,370</td> <td data-bbox="1027 282 1184 376">17,146</td> <td data-bbox="1192 282 1348 376">23,681</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R2	R3	R4	計	市立学校における 児童生徒の感染報告件数	165	6,370	17,146	23,681
年度	R2	R3	R4	計							
市立学校における 児童生徒の感染報告件数	165	6,370	17,146	23,681							
成果と課題	<p><b>【新型コロナウイルス感染症対策事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における感染症対策として、換気と消毒、授業内容の変更が必要となったが、国の補助金を活用することで、学校予算に負担をかけずに、速やかに必要な物品等を整備することが出来た。</li> </ul> <p><b>【感染者発生状況調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「陽性者判明時間き取りシート」の集約を行ったことで、市立学校における感染状況を把握することができた。また、各学校に対して感染防止対策の指導や助言を随時行うことで、感染拡大を早期に防ぐ効果があった。</li> <li>・平日夜間(深夜)の時間帯や、休日も感染の報告を受け付けて対応を学校に指示する状況が長期間続いたため、疲弊する職員が多かった。</li> <li>・局内においては、関係業務を担う部署に流動配置等の方策を早い段階でとるべきである。</li> </ul>										

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	学校行事の実施(中止・継続・再開)に係る経緯と考え方
担当課	学事課
取組内容	<p>令和2年2月に国から一斉臨時休業の要請を受け、市立の小学校、中学校、高等学校においては学校行事の中止や制限を行った。その後、新型コロナウイルス感染症の知見が集まり、文部科学省からの各種通知を踏まえ、徐々に学校行事の制限を緩和した。 (令和2年3月～令和5年3月)</p> <p><b>【臨時休校時】(令和2年2月～令和2年3月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が示した「子どもたちの健康、安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる感染のリスクに備える」観点から、臨時休校としたうえで適切な家庭学習を行った。</li> <li>・児童生徒の居場所を確保するため、学校における児童預かりを実施した</li> </ul> <p><b>【対象】</b>自宅待機が困難な小学校1, 2年生及び特別支援学級の児童  <b>【期間】</b>3月3日～(3, 4年生の児童は3月6日～)3月24日で預かりを終了。3月25日～4月12日の春休み期間は子どもルームとアフタースクールにより児童生徒の居場所を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防のため、可能な限り人と人との接触機会を減らして、卒業式を実施した。</li> <li>・卒業式以外多人数を集めての集会等を行わず、放送等で行う。</li> <li>・卒業式については、卒業生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(50分以内)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱については録音音源等を使う。</li> </ul> <p><b>【学年はじめ休業の延長、一斉休校(延長)時】(令和2年4月～令和2年5月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言発出を受けて、学校行事を延期した。可能な限り、中止ではなく延期で対応した。</li> <li>・学校における児童預かりを延長した。</li> </ul> <p><b>【対象】</b>自宅待機が困難な小学校1～4年生及び特別支援学級の児童  <b>【期間】</b>4月13日～5月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休校期間中の健康観察や家庭学習の状況等の確認のため、市立小中学校における分散登校を実施した(4月22日～28日)。始業式、入学式等は延期し、6月に実施した。</li> <li>・旅行行事の延期及び中止 旅行行事は極力中止ではなく延期を検討する。</li> <li>・運動会・体育祭の延期及び中止 秋開催の検討</li> </ul>

**【学校再開時】(令和2年6月～令和2年10月)**

- ・ 学校行事等の見直しを図り、授業時間数の確保に努める。
- ・ 入学式については、入学生と保護者、必要な職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(30分～40分)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱については録音音源を使う。
- ・ 多人数を集めての集会等は行わず、放送等で行う。

**【令和2年度後期の学校開始時】(令和2年10月～令和2年12月)**

- ・ 行事等の実施については、原則として学校判断とするが、十分な感染症対策を行ったうえで、活動内容を工夫しながら、可能な限り実施する。(運動会・体育祭、旅行行事、合唱コンクール等を含む)
- ・ 卒業式については、卒業生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(60分以内)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱については録音音源等を使うか合唱を行う場合はマスクを着用。椅子の間隔1m以上。

**【緊急事態宣言発出時】(令和3年1月～令和3年3月)**

- ・ 地域の感染状況を踏まえ、可能な限り、学校行事を含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していく。
- ・ 保護者や地域の方が来校して実施する行事については、当面の間、自粛。
- ・ (宣言発出により対応変更)卒業式については、卒業生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(50分以内)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱や呼びかけは行わない。椅子の間隔1～2m。
- ・ 緊急事態宣言の期間中は、校外学習は一律実施しない
- ・ 離任式は行わず、修了式の日に異動者の一覧を配布

**【緊急事態宣言解除時】(令和3年4月～令和3年7月)**

- ・ 入学式については、入学生と保護者、必要な職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(30分～40分)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱や呼びかけは行わない。
- ・ その他の学校行事は感染症対策を行ったうえで可能な限り実施。

**【緊急事態宣言発出時】(令和3年8月～令和3年9月)**

- ・ 地域の感染状況を踏まえ、可能な限り、学校行事を含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していく
- ・ 修学旅行等については、有意義な教育活動であるため、一律に中止とするのではなく、適切な感染防止策を十分に講じた上で延期・減泊等を視野に入れ検討し、その実施について配慮する。
- ・ 保護者や地域の方が来校して実施する行事については、当面の間、自粛

**【緊急事態宣言解除時】(令和3年10月～令和4年9月)**

- ・可能な限り子供の活動が制限されることのないよう、従来の教育活動を再開する。教育活動再開にあたっては、学校や地域の実情及び感染状況を鑑み、段階的に行う。実施については、原則として学校判断とするが、十分な感染症対策を行ったうえ、各校での工夫した取組を生かし、学校の新しい生活様式の確立を目指す。
- ・不特定多数の方が来校する学習参観・学級懇談会、バザー等は、保護者の理解を得にくいことから、当面(10月の2週間程度)は実施を控える。(10月後半からは可)
- ・卒業式については、参加者は原則卒業生、保護者、職員とする。来賓等の招待は行わない。原則60分以内(→1月にオミクロン株流行で50分以内に変更)での実施。卒業式に向けての指導等は必要最小限で行う。在校生は登校させる。参加者の間隔は1メートルを目安。合唱や呼びかけ等の活動を行う場合は、マスク着用で、前後左右の距離にも配慮する。(→2月に練習等を行わないよう変更→3月に卒業式でも基本的に行わないよう変更)
- ・令和4年度の行事について、修学旅行等は予定されている日程、行き先で実施する。往復の交通手段や宿泊の密を避ける工夫、現地での緊急対応の確認等を十分に行う。
- ・運動会・体育祭については、従来のような「運動会・体育祭」の実施は来年度も見合わせる。ただし、活動内容等を工夫しながら企画された体育的活動については、徹底した感染症対策を講じたうえで、可能な限り実施する。地域の方が来校して実施する行事については、十分な感染症対策を行い、保護者の理解を得たうえで実施する。
- ・入学式については、入学生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(30分～40分)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱や呼びかけは基本的に控える。在校生は登校とする。

**【制限緩和時】(令和4年度10月～)**

- ・学習参観等外部から人を招いての教育活動について人数等の制限を設けない。
- ・合唱コンクールの保護者の参観可(可能な限り)。
- ・運動会・体育祭の保護者観戦者数の制限なし。
- ・卒業生を送る会、卒業式、入学式の在校生参加可、保護者人数制限なし、時間や活動内容の制限緩和。

**【新型コロナウイルス感染症の5類移行後】(令和5年5月～)**

- ・5類感染症への移行後であっても、「家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を講じることが引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に、特段の感染症対策を講じる必要はない。

実績	コロナ禍での学校行事に関する発出文書	
	発出日時	内容
	R2. 2. 28	新型コロナウイルス感染予防に係る市立学校の一斉休校の実施について(通知)
	R2. 3. 19	令和2年度の学校行事等について(通知)
	R2. 4. 3	新型コロナウイルス感染予防に係る市立学校の学年末・学年始め休業の延長について(通知)
	R2. 4. 6	新型コロナウイルス感染予防に係る市立学校の一斉休校の実施について(通知)
	R2. 4. 28	一斉休校期間延長について(通知)
	R2. 5. 15	学校再開に向けた今後の対応について(通知)
	R2. 5. 19	入学式の実施等について(通知)
	R2. 5. 27	新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校の臨時休校の措置について(通知)
	R2. 8. 19	夏季休業明けの教育活動等を実施する上での留意点について(依頼)
	R2. 10. 5	後期に向けた学校行事の実施について
	R2. 11. 11	年度末及び次年度の主な学校行事の実施について
	R3. 1. 8	学校における教育活動等について
	R3. 2. 5	緊急事態宣言の延長に伴う対応について(重要)
	R3. 2. 18	修了式・離任式等の実施について(通知)
	R3. 3. 8	始業式・入学式の実施について(通知)
	R3. 4. 2	年度始めの教育活動を実施するうえでの留意点について(通知)
	R3. 8. 25	緊急事態宣言の延長に伴う農山村留学及び移動教室の実施について
	R3. 8. 25	緊急事態宣言の延長に伴う中学校修学旅行の実施について
	R3. 8. 26	外部から人を招いて実施する教育活動について(通知)
	R3. 9. 10	緊急事態宣言の延長に係る学校の対応について(依頼)
	R3. 9. 29	緊急事態宣言の解除に係る学校の対応について(通知)
	R3. 12. 8	年度末及び次年度の主な学校行事の実施について
	R4. 2. 8	新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴う各活動の対応について
	R4. 2. 28	修了式・離任式等の実施について(通知)
R4. 3. 2	卒業式の実施方法の変更について(通知)	
R4. 3. 7	始業式・入学式の実施について(通知)	

	R4. 4. 28	新型コロナウイルス感染症への対応について
	R4. 5. 25	学校生活における児童生徒等のマスクの着用について
	R4. 8. 25	夏季休業明けの教育活動について(新型コロナウイルス感染症対応)
	R4. 9. 16	新型コロナウイルス感染症への対応について
	R4. 10. 6	コロナ対応に係る制限緩和について
	R5. 1. 18	年度末の学校行事の在り方について
	R5. 2. 13	新型コロナウイルス感染症への対応の変更について
	R5. 2. 13	卒業式等の対応の変更について(通知)
	R5. 2. 17	3月以降に実施する式について(通知)
	R5. 5. 1	5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育活動の意義を踏まえ、感染症対策を行ったうえで可能な限り学校行事を実施することを基本に対応することができた。</li> <li>・ 感染状況に応じて教育委員会が学校行事等の基本的な考え方を示すことで、学校は判断基準を持つことができ、学校運営に混乱が起きないようにすることができた。</li> <li>・ 各学校は基本的な考え方に沿って活動内容を工夫し、学校行事も含めさまざまな教育活動を実施することができた。</li> <li>・ 学校行事の考え方について、ご理解いただけない保護者への対応に苦慮した。</li> </ul>	

節	3 市立学校・保育所等																										
細節	(2)小・中・高校などの支援																										
項目名	学校・児童生徒・保護者に対する感染症対応等の周知																										
担当課	学事課																										
取組内容	<p>【各学校へ感染症対応等に対する各種通知・文書の発出】(令和2年2月～令和5年5月)</p> <p>以下の内容に関し、教育委員会から各学校へ新型コロナウイルス感染症対応に関する各種通知・文書の発出を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉休校に関する通知</li> <li>・分散登校に関する通知</li> <li>・学校再開に関する通知</li> <li>・学校給食に関する通知</li> <li>・出席停止に関する通知</li> <li>・ワクチン接種に関する出席の扱いについて文書発出</li> <li>・パラリンピック観戦による感染拡大に関する文書発出</li> <li>・マスクの正しい着用に関する通知</li> <li>・オミクロン株への対応に関する通知</li> <li>・マスク着用の見直しに関する通知</li> <li>・5類移行に関する通知</li> </ul> <p>【家庭向け情報発信に対する通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学校間連絡メールを活用し、各学校が毎週の感染状況を情報発信することについての通知を行った。</li> </ul>																										
実績	<p>国等の動向や感染状況等を踏まえ、状況に応じた通知・文書を発出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知発出件数</td> <td>5</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>文書発出件数</td> <td>11</td> <td>35</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>						年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	通知発出件数	5	19	7	5	5	41	文書発出件数	11	35	15	24	6	91
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計																					
通知発出件数	5	19	7	5	5	41																					
文書発出件数	11	35	15	24	6	91																					
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係文書発出により学校は、判断基準に基づき、適切に感染症対応等を行うことができた。</li> <li>・学校から家庭に家庭学校間連絡メールで情報発信したことにより、各家庭は学校の感染状況を知り、登校させるかどうかの判断ができた。</li> <li>・感染症対応については、各学校で地域の状況や家庭の状況により判断しなければならないことも多く、一律に通知どおりの対応ができないことがあった。</li> <li>・周知した新型コロナウイルス感染症への対応について、内容により保護者の理解を得るのに時間を要した。</li> </ul>																										

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	学校給食における感染対策の経緯と考え方
担当課	保健体育課
取組内容	<p>令和2年6月から学給給食を再開した際は、感染防止を第一に黙食をはじめとする制限を各校で行った。令和4年12月以降、感染拡大防止を図りつつ、学校給食の目標の一つである「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」を推進するため段階的に制限を緩和した。</p> <p>【学校給食再開時の制限】(令和2年6月中旬より給食開始)</p> <p>1 令和2年5月18日付『学校給食の再開に向けた対応について(通知)』</p> <p>感染が広がっている中ででの学校給食再開だったため、食事場面による飛沫での感染防止を目的として、「対面での食事」から、「前向きで黙食」を徹底することとした。</p> <p>具体的に学校に指示した内容は以下の通り。</p> <p>(1)準備</p> <p>①手洗いの徹底 ②給食当番の健康観察(学級担任等が行う) ③換気の徹底 ④マスクの着用</p> <p>(2)配膳・下膳・片付け</p> <p>①密集、密接にならないような工夫 ②私語を控える</p> <p>(3)喫食</p> <p>①会話を控え、静かに前向きで喫食 ②食堂のある学校においては、食堂と教室等で喫食場所を分散させるなどの工夫</p> <p>以上の内容を踏まえ、以下の対応を行った学校もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配膳時に給食当番の距離を一定の距離(1メートル程度)以上とる。</li> <li>・担任等の教職員が配食する等し、器具の使い回しを避ける。</li> <li>・小学校(単独調理場)においては、下膳時に給食室に児童が密集することから、給食室に食缶などを返却せずに、各クラス用のワゴンの上に返却し、調理員が回収する。</li> <li>・アクリル板(パーティション)を購入し、児童同士の間を隔てる。</li> </ul> <p>【制限緩和】(令和4年12月～)</p> <p>2 令和4年11月30日付『新型コロナウイルスの影響を踏まえた学校給食における対応の制限緩和について(通知)』</p> <p>感染拡大防止を図りつつ、学校給食の目標の一つである「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」を推進するため、段階的に黙食についての制限を緩和した。</p>

- ・「前向きで喫食する」「大声ではない会話を可とする」とし、黙食について制限を緩めた。給食はマスクを外して食事をすることから、感染のリスクは伴うが、手洗いや咳エチケット、換気などの感染対策を十分に行った上、大声でない会話は可能とした。
- ・会話を強制するものではないので、給食時間の指導には十分注意することを学校に依頼した。

### 3 令和5年3月13日付『令和5年度の給食指導について(通知)』

国が令和5年5月8日から5類感染症に位置付け、これまで講じてきた対策について見直しが行われる予定となっていることから、令和5年4月1日からの給食の対応について通知した。概要は以下の通り。

(1)「自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたって望ましい食習慣が形成され、食事を通してよりよい人間関係や社交性が育まれるようにする」という学習指導要領の特別活動における学校給食の位置付けを改めて周知

#### (2)配食

- ・給食当番の人数や当番同士の間隔については、特別な対応を実施しない。
- ・おかわり等の盛り残した料理の配食については、衛生面に配慮して児童生徒がトング等を使用し各自行ってもよい。

#### (3)その他

- ・実施に当たっては、感染症対策を行う前の給食の時間を過ごしたことがない児童や教職員もいることから、段階的に状況に応じて行うこと。
- ・地域や学校での感染症の流行状況等により、変更することも可能とする。

### 4 令和5年3月20日付『新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)』

令和5年3月17日付け文部科学省「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023. 4. 1Ver. 9)」(以下衛生管理マニュアル)の主な改定内容及びその留意事項等が示されたことを受け、児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、対面による喫食も可能であることを通知した。

### 5 令和5年4月5日付『新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校給食における対応について(通知)』

令和5年度の給食開始にあたり、上記の通知により、「衛生管理マニュアル」の、給食等の食事をとる場面における対策について再度周知した。

	<p>6 令和5年5月1日付『文部科学省発「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」のうち学校給食関係について(通知)』</p> <p>5類感染症への移行に伴う「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定により「前向き」や「黙食」は必要とされていないことを周知した。</p>
実績	<p>【給食実施時の感染】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前向きで黙食、個々の間にパーティションを設置する等し、感染拡大防止につながった。</li> </ul>
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食再開時は、感染防止を第一に黙食をはじめとする制限を各校で行った。</li> <li>・ 感染拡大防止の目的はおおむね達成できたが、黙食を実施したことで、明るい社交性や共同の精神を養う観点ではこれまでの状況と全く異なることになったため、今後、児童生徒の心身への影響を注視する必要がある。</li> <li>・ 黙食を徹底したことで、落ち着いて食べる時間が確保でき、よく噛んだり、喫食する時間をしっかりとつたりすることができた。</li> <li>・ 緩和時には、不安を感じる児童生徒や保護者もいたため、各校において保護者の要望を聞き取り、その家庭の児童生徒の様子を踏まえた上、不安な児童生徒は別室での喫食も可とするなどの対応を行った。</li> <li>・ 市教委から制限緩和の通知を各校に発出したものの、保護者の要望状況、校内やその地域の感染状況を考慮し制限緩和後も「前向き・黙食」のままとする学校もあるなど、制限緩和の内容については各校において非常に難しい判断を迫られた。各学校は、児童生徒数によっても判断が大きく異なり、多い学校は制限緩和に向けての対応が遅れ気味となった。</li> <li>・ 制限時も大幅な献立変更は行うことなく給食提供を継続できたため、所要の栄養価及び量を確保することはできた。</li> </ul>

節	3 市立学校・保育所等															
細節	(2)小・中・高校などの支援															
項目名	休校時における昼食支援															
担当課	保健体育課															
取組内容	<p>【休校時における昼食支援】(令和2年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれも「新橋食品株式会社(志ん橋寿司)」にご協力をいただき、小学校のみ全校で希望をとり、昼食として弁当を提供した。</li> <li>※ただし、これはコロナ等の理由で保護者が食事を作ることができないための対応ではなく、急な休校のため昼食を喫食することのできない児童がいるのではないかとというための対応である。</li> </ul> <p>【学校再開後の給食対応】(令和2年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分散登校もあり、一斉の給食提供は学校再開後1週間後としたその間の昼食支援はしなかった</li> </ul>															
実績	<p>【休校時における昼食支援】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>内容</th> <th>集金金額</th> <th>提供者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>3月10日～16日(5日間) 1食あたり400円</td> <td>2,000円</td> <td>1,193名</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>3月17日～19日、23、24日(5日間) 1食あたり500円</td> <td>2,500円</td> <td>974名</td> </tr> </tbody> </table>				回数	内容	集金金額	提供者数	1回目	3月10日～16日(5日間) 1食あたり400円	2,000円	1,193名	2回目	3月17日～19日、23、24日(5日間) 1食あたり500円	2,500円	974名
回数	内容	集金金額	提供者数													
1回目	3月10日～16日(5日間) 1食あたり400円	2,000円	1,193名													
2回目	3月17日～19日、23、24日(5日間) 1食あたり500円	2,500円	974名													
成果と課題	<p>【休校時における昼食支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急遽の休校となり昼食を食べることが困難な児童や用意することができない家庭に対し、昼食を提供できたという成果があった。家庭の昼食準備の負担減にもつながった。</li> <li>・ 給食費に比べ価格が高いという保護者からの意見や現金集金が伴ったため保護者が直接学校に届けなければならず、学校での取りまとめも煩瑣だったという課題があった。</li> <li>・ 仕出し弁当であったため、量、味、栄養バランスなどの面で給食と同様ではなかったという課題があった。</li> </ul> <p>【学校再開後の給食対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養バランスのとれた、かつ1食の量として児童生徒に望ましい食事として給食が提供できたという成果があった。</li> <li>・ 今後、急遽給食が中止になった場合の代替となる食事の迅速な手配、及び給食に使われなくなった食材の扱い(食品ロスの回避)という課題が残った。</li> </ul>															

節	3 市立学校・保育所等										
細節	(2)小・中・高校などの支援										
項目名	感染拡大時の学習支援										
担当課	教育改革推進課、教育指導課、教育センター										
取組内容	<p>【家庭学習のための端末等貸与】(令和2年6月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学校・学年・学級閉鎖、最悪の場合一斉休校が生じた場合等に、家庭でドリルパーク等の学習やオンライン指導を円滑に行うことができるように、ルーターを300台購入(ドコモSIM)、Wi-Fi契約を行っている。</li> <li>・ 300台のうち235台は、小・中・特別支援学校に1～3台配置し、残り65台は、教育改革推進課で管理し、休校等が起きた際に貸し出せるようにしている。</li> <li>・ 各学校に貸し出したルーターは、各学校の判断で家庭に貸し出せるようにしている。</li> <li>・ 貸出対象は、学習保障の観点で、ネットワーク環境がなく、スマートフォンのテザリング機能も使えない家庭を優先としている。</li> </ul> <p>【休校時における学習支援】(令和4年2月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年2月4日付で、市立小・中・特別支援学校長宛に、「やむを得ず登校できない児童生徒の学習保障について」を通知し、家庭と連絡を取り合いながら、確実な学習保障の実施を依頼した。</li> <li>・ オンラインによる学習保障のアドバイス及び活用できる有益サイトを紹介</li> <li>・ GIGA スクール構想で整備された1人1台端末(以下千葉市においての通称であるギガタブとする)を活用したオンライン指導(朝の会、帰りの会等での健康観察)</li> <li>・ ギガタブを活用したオンライン授業(ライブ授業配信を含む)</li> <li>・ ギガタブを活用し児童生徒へ課題を伝える(オンライン学習)</li> <li>・ 急きょやむを得ず登校できなくなる場合を想定し、ギガタブについては、当面、可能な限り毎日持ち帰りを依頼</li> </ul>										
実績	<p>【端末等貸与数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働台数(台)※月平均</td> <td>88</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>使用データ量(ギガ)※月平均</td> <td>128.86</td> <td>132.94</td> </tr> </tbody> </table>		年度	R4	R5	稼働台数(台)※月平均	88	100	使用データ量(ギガ)※月平均	128.86	132.94
年度	R4	R5									
稼働台数(台)※月平均	88	100									
使用データ量(ギガ)※月平均	128.86	132.94									

	<p>【令和4年1月～2月にオンラインによる授業の配信を実施した学校数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 208 651 253">～R4.1.31</th> <th data-bbox="654 208 1061 253">休校及び学年・学級閉鎖実施校</th> <th data-bbox="1064 208 1398 253">実施した学校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 257 651 302">小学校109校</td> <td data-bbox="654 257 1061 302">47校</td> <td data-bbox="1064 257 1398 302">46校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 306 651 351">中学校 55校</td> <td data-bbox="654 306 1061 351">19校</td> <td data-bbox="1064 306 1398 351">16校</td> </tr> <tr> <th data-bbox="347 356 651 400">～R4.2.18</th> <th data-bbox="654 356 1061 400">休校及び学年・学級閉鎖実施校</th> <th data-bbox="1064 356 1398 400">実施した学校数</th> </tr> <tr> <td data-bbox="347 405 651 450">小学校109校</td> <td data-bbox="654 405 1061 450">55校</td> <td data-bbox="1064 405 1398 450">55校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 454 651 499">中学校 55校</td> <td data-bbox="654 454 1061 499">9校</td> <td data-bbox="1064 454 1398 499">8校</td> </tr> </tbody> </table>	～R4.1.31	休校及び学年・学級閉鎖実施校	実施した学校数	小学校109校	47校	46校	中学校 55校	19校	16校	～R4.2.18	休校及び学年・学級閉鎖実施校	実施した学校数	小学校109校	55校	55校	中学校 55校	9校	8校
～R4.1.31	休校及び学年・学級閉鎖実施校	実施した学校数																	
小学校109校	47校	46校																	
中学校 55校	19校	16校																	
～R4.2.18	休校及び学年・学級閉鎖実施校	実施した学校数																	
小学校109校	55校	55校																	
中学校 55校	9校	8校																	
<p>成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット環境の無い児童生徒世帯に貸与することで、新型コロナウイルス感染症等での休校や学年、学級閉鎖時のオンライン学習やオンライン指導に対応でき、通常時の家庭学習においても活用でき、児童・生徒の学習保障につながった。</li> <li>・1人1台端末の通常時の持ち帰りへの対応、オンライン指導やオンライン学習に対応するために令和4年度からは容量を月2Gから4Gに増やした。</li> <li>・家庭学習のためにルーターを活用することは続けていった上で、家庭学習での使用の妨げとならない範囲で、その他の場面(学校行事等)での有効な活用も検討し活用範囲を広げる。</li> <li>・保健体育課や教育委員会内各課と連携を密にとり、最新の休校・学級閉鎖状況及び児童生徒・職員の欠席情報を共有した。</li> <li>・上記の実績は、依頼文書発出前後の状況だが、令和4年度は、日々、当該校管理職と細かく学校内の状況とオンラインによる学習保障の実態を確認し、必要に応じて他校の実践例などを紹介することで、児童生徒の学びを止めないように、学習保障のための活動を促した。</li> </ul>																		

節	3 市立学校・保育所等																																
細節	(2)小・中・高校などの支援																																
項目名	パラリンピック学校連携観戦プログラム																																
担当課	企画課																																
取組内容	<p>1 目的</p> <p>パラリンピックを実際に観戦することで、多様性理解や国際理解の力をはぐくむとともに、児童生徒の一生の財産として心に残る機会とする。</p> <p>2 観戦計画</p> <p>令和3年8月16日の四者協議(国際パラリンピック委員会、東京2020組織委員会、国、東京都)における、「無観客としたうえで学校連携観戦のみ実施」という方針決定を受け、学校連携観戦プログラムにより、すべての市立学校がパラリンピックを観戦することとした。</p> <p>(1)観戦競技・会場</p> <p>幕張メッセで開催されるパラリンピック4競技 (ゴールボール、シッティングバレーボール、車いすフェンシング、パラテコンドー)</p> <p>(2)観戦対象学年及び観戦時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>学年</th> <th>観戦時期</th> <th>人数 (引率含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校(※) 第二養護学校</td> <td>5・6年生</td> <td>8月31日(火)～9月3日(金)</td> <td>18,341</td> </tr> <tr> <td>中学校(※)</td> <td>1年生</td> <td>8月25日(水)～8月27日(金)</td> <td>9,520</td> </tr> <tr> <td>養護学校 高等特別支援学校</td> <td>全学年</td> <td>8月31日(火)～9月3日(金)</td> <td>448</td> </tr> <tr> <td>千葉高校 稲毛高校</td> <td>指定なし</td> <td>8月27日(金)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>28,409</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別支援学級については全学年 ※人数はチケット数ベース</p> <p>(3)各学校の移動手段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>移動手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校、中学校、高等特別支援学校</td> <td>教育委員会が借り上げた往復送迎バス</td> </tr> <tr> <td>養護学校、第二養護学校</td> <td>スクールバス</td> </tr> <tr> <td>千葉高校、稲毛高校</td> <td>公共交通機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)児童生徒の参加</p> <p>一律に参加を求めるものではなく、同意書を配布し、趣旨等を説明の上、保護者からの同意があった児童生徒を対象とした。</p>	校種	学年	観戦時期	人数 (引率含む)	小学校(※) 第二養護学校	5・6年生	8月31日(火)～9月3日(金)	18,341	中学校(※)	1年生	8月25日(水)～8月27日(金)	9,520	養護学校 高等特別支援学校	全学年	8月31日(火)～9月3日(金)	448	千葉高校 稲毛高校	指定なし	8月27日(金)	100	計			28,409	校種	移動手段	小学校、中学校、高等特別支援学校	教育委員会が借り上げた往復送迎バス	養護学校、第二養護学校	スクールバス	千葉高校、稲毛高校	公共交通機関
	校種	学年	観戦時期	人数 (引率含む)																													
	小学校(※) 第二養護学校	5・6年生	8月31日(火)～9月3日(金)	18,341																													
	中学校(※)	1年生	8月25日(水)～8月27日(金)	9,520																													
	養護学校 高等特別支援学校	全学年	8月31日(火)～9月3日(金)	448																													
	千葉高校 稲毛高校	指定なし	8月27日(金)	100																													
	計			28,409																													
	校種	移動手段																															
	小学校、中学校、高等特別支援学校	教育委員会が借り上げた往復送迎バス																															
	養護学校、第二養護学校	スクールバス																															
千葉高校、稲毛高校	公共交通機関																																

### 3 新型コロナウイルス感染症への対策等

基本的な感染防止対策の徹底のうえ、バスや会場における対策を確認、実施した。

	対策	実施主体	詳細
1	マスクの着用	市 組織委員会	・「チケットホルダー向け新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にてマスク着用を義務付け(組織委員会) ・児童生徒のマスク着用を保護者へ周知、マスクの破損等に備え不織布マスクを用意・配布(市)
2	観戦2週間前からの健康観察	市	・観戦2週間前からの健康チェック表の記入を保護者へ周知(市) ・家庭で記入した健康チェック表回収・確認(市)
3	借上げバスによる学校と会場間の直行直帰の移動	市 バス会社	・借上げバスの発注(市) ・バス車内での手指消毒(バス会社)
4	会場での検温・消毒	市 組織委員会	・入場時の検温・消毒(組織委員会) ・除菌シートの用意(市)
5	児童生徒の入れ替えごとに座席の消毒を実施	県 市	・座席の消毒(県) ・除菌シートの用意(市)
6	会場での密集の回避	県 市 組織委員会	・入場ゲートでの円滑な入場のコントロール(県) ・教員に加え、市教委職員が同行し、児童生徒を引率(市) ・会場内での入退場・着席のスムーズな誘導(市・組織委員会)
7	座席間隔の確保	組織委員会	・無観客による学校連携の座席範囲の拡張(組織委員会)
8	会場内での昼食	市	・昼食を取らない観戦スケジュールに変更(市)
9	バス車内・会場内での換気	—	・日本バス協会が示すガイドラインにおいて、窓を開けなくても約5分で車内の空気入れ替え可能(専門家の知見、換気状況可視化実験、換気機能テストなどを実施)

						・ビル管理法に基づく必要換気量(1人あたり毎時30m <sup>3</sup> )が確保されているなど、会場の感染症対策について、千葉県新型コロナウイルス感染症対策連絡会議専門部会の専門家に確認済み	
実績	1 参加者数						
	日付	校種	学校数	参加者数(人)	チケット数(枚)	割合(%)	
	8月25日 (水)	中学校	12校	生徒	468	1,746	26.8
				引率	124	454	—
				小計	592	2,200	—
	8月26日 (木)	中学校	13校	生徒	537	1,851	29.0
				引率	128	419	—
				小計	665	2,270	—
	8月27日 (金)	中学校 高等学校	30校	生徒	923	4,393	21.0
				引率	243	757	—
小計				1,166	5,150	—	
累計		55校	生徒	1,928	7,990	24.1	
<p>・8月25日から27日の3日間で中学校53校、高等学校2校、合わせて55校1,928人の生徒が観戦した。観戦した生徒の数をチケット数で割り返すと24.1%になる。</p> <p>・8月30日に千葉県知事と千葉市長によるオンライン会議が開催され、変異株(デルタ株)による感染の急拡大を受けて、千葉県内における学校連携観戦プログラム中止の方向性が確認されたことから、8月31日～9月3日に予定していた小学校、特別支援学校等の観戦の中止を決定した。</p>							
2 参加した生徒の声(主なもの)							
【会場】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生でパラリンピックの雰囲気に触れることができ、感動した。</li> <li>・会場に入って、パラリンピックの試合が始まると気持ちが高揚した。</li> <li>・音響や設備がすごかった。</li> </ul>							
【競技】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の時に体育で経験したが、選手の人たちが上手だった。</li> <li>・自分たちにできないプレーに感心した。もっと観たかった。</li> <li>・毎日必死に練習していることが伝わった。</li> </ul>							

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パラリンピックは、体のどこかが不自由でも輝ける場所で、すごく素敵だなと感じました。</li> <li>・目が見えなくても選手として人の前に堂々と出ている姿がすごいと思った。この経験はこれからの自分の支えになる。</li> <li>・生で見られて感動した、楽しかった。</li> </ul> <p>【国際理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選手、審判、ボランティア等の国籍は様々だが、英語を通して関係を築いており、英語を学ぶ意義を改めて認識することができた。</li> <li>・選手たちが応援している私たちにも手を振ってくれて、国を超えたかかわりを実感できた。</li> </ul> <p>【ボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの人たちがとてもやさしく挨拶をしてくれた。</li> <li>・自分も将来、スポーツのボランティアをやりたいと思った。</li> </ul>
<p>成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パラリンピック学校観戦について、一部の生徒の参加とはなったが、教育効果が高い活動という認識に立ち、学校、教育委員会、千葉県等の連携により、コロナ禍においても感染対策を十分に行うことで、ほかの教育活動に比べ感染リスクが抑えられ、貴重な体験の機会として実施することができた。</li> <li>・8月25日の観戦後、引率した中学校教員が体調不良となり、PCR検査の結果陽性となったことで、保護者や市民から観戦継続に対する不安の声が多く寄せられた。こうした状況において、保護者等の不安を払拭するため、感染症対策の方法や本事業の教育活動としての意義・必要性について、理解、協力を得るための説明等に苦慮した。</li> </ul>

節	3 市立学校・保育所等											
細節	(2)小・中・高校などの支援											
項目名	養護教育センターにおける感染拡大防止対策											
担当課	養護教育センター											
取組内容	<p>【来所相談における感染症対策】(令和2年4月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来所相談における感染症対策として、消毒液及びパーティションを設置した。</li> </ul> <p>【研修会における感染症拡大予防対策】(令和2年4月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会場に消毒液を設置し、座席の指定や健康観察表の提出を求めるなどの対策をした。</li> </ul>											
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消毒液設置箇所</td> <td>8か所</td> </tr> <tr> <td>パーティション設置箇所</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>R2:1, 255件 R3:1, 541件 R4:1, 526件</td> </tr> <tr> <td>研修会実施講座数</td> <td>R2:1(予定は32講座) R3:9(予定は35講座) R4:36(全講座実施。後半の研修はオンラインに変更)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	実績	消毒液設置箇所	8か所	パーティション設置箇所	4か所	相談件数	R2:1, 255件 R3:1, 541件 R4:1, 526件	研修会実施講座数	R2:1(予定は32講座) R3:9(予定は35講座) R4:36(全講座実施。後半の研修はオンラインに変更)
項目	実績											
消毒液設置箇所	8か所											
パーティション設置箇所	4か所											
相談件数	R2:1, 255件 R3:1, 541件 R4:1, 526件											
研修会実施講座数	R2:1(予定は32講座) R3:9(予定は35講座) R4:36(全講座実施。後半の研修はオンラインに変更)											
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出された場合には、相談者に対し、電話による来所の意思の確認や、相談室を常時換気して感染拡大防止に努めた。その結果、来所相談者によるクラスターの発生はなかった。</li> <li>・ 来所相談ができない時期もあり、保護者や子供本人の学校生活上での支援について、タイムリーな相談ができなかった。</li> </ul>											

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	子どもルーム・アフタースクールの保護者への支援
担当課	健全育成課、生涯学習振興課
取組内容	<p><b>【利用料減免】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもルーム利用者、アフタースクール利用者に対し、2回にわたって利用の自粛を要請した。</li> </ul> <p><b>【1回目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月7日 利用自粛に係る保護者・事業者宛通知発出</li> <li>令和2年4月8日 利用自粛期間開始</li> <li>令和2年4月27日 利用自粛期間延長に係る保護者・事業者宛通知発出</li> <li>令和2年5月7日 利用自粛期間再延長に係る保護者・事業者宛通知発出</li> <li>令和2年5月30日 利用自粛期間終了</li> </ul> <p><b>【2回目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年8月20日 利用自粛に係る保護者・事業者宛通知発出</li> <li>令和3年8月23日 利用自粛期間開始</li> <li>令和3年9月29日 利用自粛期間終了に係る保護者・事業者宛通知発出</li> <li>令和3年9月30日 利用自粛期間終了 ※同日、国が緊急事態宣言を解除</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>自粛要請期間のほか、保護者の申請に基づき利用料の減免(還付)を行った。 (減免対象期間 令和2年4月・5月、令和3年6月～令和5年3月)</li> </ul> <p><b>【民設子どもルーム利用料減免補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、上記2回の利用自粛要請期間において、民設子どもルームに通う児童の利用料について、事業者から保護者へ返還を行った場合、事業者へ補助金を交付した。</li> </ul> <p><b>【臨時休校時の預け先の確保】(令和2年4月～)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、小学校の臨時休校等の措置に伴い、午前中から開所した場合の民設子どもルーム(学童)の運営経費に関して補助金を交付した。</li> </ul>

実績	【子どもルーム】				
		1回目	2回目		計
			自粛要請 (令和3年8・9月)	申請に基づく減免 (令和3年6月～)	
	減免対象者数(人)	18,733	16,937	3,013	38,683
	減免額(千円)	138,902	54,750	7,703	201,355
	【アフタースクール】				
		1回目	2回目		計
			自粛要請 (令和3年8・9月)	申請に基づく減免 (令和3年6月～)	
	減免対象者数(人)	1,576	2,705	483	4,764
	減免額(千円)	6,708	4,924	669	12,301
	【民設子どもルーム】				
		年度	R2	R3	計
補助事業者数		7	9	16	
補助額(千円)		3,697	943	4,640	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用自粛を要請し、利用者の協力を得ることにより、施設内における感染拡大防止や円滑な運営の確保に寄与することができた。</li> <li>・ 学童保育の利用ニーズが高い地域に設置されている民設子どもルームの運営を支援することで、小学校が臨時休校となった期間における児童の預け先を確保し、保護者の就労継続に寄与した。</li> <li>・ 子どもルーム利用料の口座振替の登録がなく、連絡が取れない、再三の依頼に対し応答がされない等の保護者については、還付未済が生じている。</li> </ul>				

節	3 市立学校・保育所等																			
細節	(2)小・中・高校などの支援																			
項目名	子どもルーム・アフタースクールにおける感染拡大防止対策																			
担当課	健全育成課、生涯学習振興課																			
取組内容	<p>子どもルーム及びアフタースクールに対し、以下の取組を行った。</p> <p>【感染拡大防止対策に必要な経費の支援】(令和2年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、感染症対策に資する物品購入やかかり増し経費、施設改修に対し補助金を交付した。</li> </ul> <p>【濃厚接触者の特定】(令和3年4月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用児童又は施設職員の陽性者を把握した際、施設から「聞取りシート」を回収し、これを基に濃厚接触者の特定を行った。また、濃厚接触者の停止後も、一定期間、感染リスクの高い行動の把握と、把握した際の注意喚起を行った。</li> <li>令和3年4月 事業所管課による濃厚接触者特定開始</li> <li>令和4年7月 千葉県が濃厚接触者特定終了</li> <li>令和4年8月 感染リスクの高い行動の把握開始</li> <li>令和5年3月 感染リスクの高い行動の把握終了</li> </ul> <p>【利用時の制限】(令和2年4月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用、黙食の徹底など、感染に繋がりがやすい活動の自粛など、過ごし方について一定の制限を行った。</li> <li>・いずれについても、学校の対応に準拠して制限の緩和・解除を行った。</li> </ul> <p>【感染対策として非接触型自動水栓に交換】(令和4年度～令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、子どもルーム及びアフタースクールの水栓を非接触型の自動水栓に交換した。</li> <li>R3. 2補正予算に計上 ※全額をR4予算に明許繰越→R4 設置工事</li> <li>R4. 2補正予算に計上 ※全額をR5予算に明許繰越→R5 設置工事</li> </ul>																			
実績	<p>【感染拡大防止対策に必要な経費の支援】</p> <p>補助件数 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">R3</th> <th colspan="2">R4</th> </tr> <tr> <th>補助件数</th> <th>決算額</th> <th>補助件数</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもルーム</td> <td>181(181か所中)</td> <td>35,259</td> <td>174(174か所中)</td> <td>39,580</td> </tr> <tr> <td>アフタースクール</td> <td>17(18か所中)</td> <td>9,166</td> <td>23(24か所中)</td> <td>16,365</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R3		R4		補助件数	決算額	補助件数	決算額	子どもルーム	181(181か所中)	35,259	174(174か所中)	39,580	アフタースクール	17(18か所中)	9,166	23(24か所中)	16,365
年度	R3		R4																	
	補助件数	決算額	補助件数	決算額																
子どもルーム	181(181か所中)	35,259	174(174か所中)	39,580																
アフタースクール	17(18か所中)	9,166	23(24か所中)	16,365																

	<p><b>【濃厚接触者の特定】</b> 聞き取りシート回収数</p> <table border="1" data-bbox="347 259 1434 423"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもルーム</td> <td>1,363</td> <td>2,805</td> <td>4,168</td> </tr> <tr> <td>アフタースクール</td> <td>54</td> <td>328</td> <td>382</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【非接触型自動水栓交換数】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 530 1434 801"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもルーム</td> <td>74か所 トイレ水栓165口</td> <td>70か所 手洗い場水栓283口</td> </tr> <tr> <td>アフタースクール</td> <td>73か所 52口</td> <td>13か所 37口</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R3	R4	計	子どもルーム	1,363	2,805	4,168	アフタースクール	54	328	382	年度	R4	R5	子どもルーム	74か所 トイレ水栓165口	70か所 手洗い場水栓283口	アフタースクール	73か所 52口	13か所 37口
年度	R3	R4	計																			
子どもルーム	1,363	2,805	4,168																			
アフタースクール	54	328	382																			
年度	R4	R5																				
子どもルーム	74か所 トイレ水栓165口	70か所 手洗い場水栓283口																				
アフタースクール	73か所 52口	13か所 37口																				
成果と課題	<p><b>【感染拡大防止対策に必要な経費の支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の財政負担なく必要な物品を調達することで、感染拡大防止に寄与することができた。</li> <li>・勤務時間外の消毒等の業務に従事した場合の手当等を補助することで、事業者や現場の負担を軽減することができた。</li> <li>・購入物品は幅広く認めてきたが、結果、事業者によりバラつきが生じた。</li> </ul> <p><b>【濃厚接触者の特定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者の有無を迅速に特定することにより、感染拡大の防止に寄与することができた。</li> <li>・聞き取りシートに基づく施設へのヒアリング等を通じて、感染症対策に関する施設の意識を高めることができた。</li> <li>・施設及び所管課の事務負担が極めて大きかった。</li> </ul> <p><b>【利用時の制限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限を徹底することで、感染拡大防止や円滑な運営の確保に寄与することができた。</li> <li>・一方で、子どもたちの活動や過ごし方が限られることとなった。</li> <li>・マスク着用については、低学年に正しい着用方法を徹底させることには限界があった。</li> <li>・黙食を徹底したものの、施設によっては限られたスペースで児童間の距離の確保に限界があり、感染リスクを完全に排除することが困難であった。</li> </ul> <p><b>【非接触型自動水栓交換】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い時の感染リスクを低減することにより、感染拡大防止に寄与することができた。</li> </ul>																					

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	子どもルーム・アフタースクールへの衛生物品等の配付
担当課	健全育成課、生涯学習振興課
取組内容	<p>【衛生物品等の配付】(令和2年4月～令和4年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国から配布されたマスク、使い捨て手袋等の衛生用品を、子どもルーム、アフタースクールに配付した。</li> </ul>
実績	<p>【配付物品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク、使い捨て手袋、消毒液は、施設の要望等に基づき配付</li> <li>・抗原検査キットは各施設10個配付</li> </ul>
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品薄であった衛生用品を配付することで、感染拡大防止に寄与することができた。</li> <li>・品薄な状況が解消された後は、物品が有り余る傾向があった。</li> <li>・抗原検査簡易キットについては、研修を受けたものの管理下で行う必要があるなど、使用に当たってのハードルが高かった。</li> </ul>

節	3 市立学校・保育所等
細節	(3)その他の施設等への支援
項目名	こども関係施設における感染拡大防止対策
担当課	幼保支援課、健全育成課、東部児童相談所、西部児童相談所、こども企画課、こども家庭支援課
取組内容	<p>【病児・病後児施設の取組】(令和2年2月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業を継続することが必要な方々にとって不可欠な施設であるため、受入れ基準を設け、感染対策を徹底しながら全施設で事業を継続。</li> <li>・受入れ基準は、国等の通知を踏まえ、運営医療機関と協議のうえ策定し、状況に応じて見直しを行いながら、事業を継続した。</li> </ul> <p>〈受け入れ基準の推移〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月28日～、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、原則として受入れ不可</li> <li>・令和2年7月2日～、感染者及び濃厚接触者等保健所から経過観察の指導を受けている場合以外は、原則として受入れ。ただし、感染が疑われる場合、施設長が判断</li> <li>・令和4年2月1日～、感染者及び濃厚接触者は、受入れを不可。また、上気道炎様症状があり、インフルエンザ、溶連菌等の確定診断ができていない場合も受入れを不可。感染が疑われる場合、施設長が判断</li> <li>・令和5年5月2日～、陽性者の受け入れは不可。発熱状況等により、抗原検査、PCR 検査等の実施が望ましいが、最終的な受入れの判断は施設長が行う。</li> </ul> <p>【子育て支援拠点施設(子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館)の取組】(令和2年2月～令和5年5月)</p> <p>感染防止対策として、施設の臨時休館や利用時間、人数等の制限を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月29日～6月31日、全施設臨時休館</li> <li>・令和2年7月1日～、利用時間、利用人数を制限して運営 ※子育て支援館、子育てリラックス館:ランチタイムを中止</li> <li>・令和4年7月～、基本的な感染対策を講じながら、施設の状況に応じて段階的に利用制限を緩和</li> </ul> <p>【ファミリー・サポート・センターの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザー(センター職員)は基本的な感染対策を講じながら、事業を継続し、活動する提供会員・依頼会員についても、感染対策を求めた。</li> </ul> <p>【感染拡大防止に要する費用の支援】(令和2年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底する上で継続的に必要となる保健衛生用品(マスク・消毒液)等の整備に係る費用を助成した。</li> </ul>

	<p>(補助対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入費</li> <li>・ 職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業の継続実施に必要な経費(研修、かかり増し費)</li> <li>・ オンラインを活用した相談支援等に必要 ICT 機器導入等の経費(子育て支援拠点施設のみ R4～)</li> </ul> <p>(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病児・病後児施設、子育て支援拠点施設、ファミリー・サポート・センター、児童養護施設</li> </ul> <p>【少年自然の家の取組】(令和2年11月～令和4年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県少年自然の家に衛生物品を支援 令和2、3年度に地方創生臨時交付金を活用し、運営経費の不足額の補填、感染症対策用消耗品の購入補助のための委託料の増額を行った。</li> </ul> <p>【東部児童相談所・西部児童相談所の取組】(令和2年2月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所に勤務する職員は毎日の検温を欠かさず体調管理に努めるとともに、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を徹底した。児童相談所に来所される市民の皆さまにも、検温、手指消毒、マスクの着用のご協力をお願いした。</li> <li>・ 児童が生活する一時保護所においても、生活スペースの消毒や定期的な換気を行い、マスクの着用や検温など体調確認を徹底した。また、必要に応じて抗原検査等を実施するとともに、感染の疑いがある場合には隔離して健康観察を行い、児童に接する職員は防護服(マスク・グローブ・フェイスシールド・ガウン)を着用した。</li> <li>・ 一時保護児童が陽性となった場合は、病院や保健所などの関係機関と連携を図りながら、陽性者及び濃厚接触者の隔離を実施した。保健師や看護師等の職員が児童の体調管理を行い、児童に接する職員は通常の防護服(マスク・グローブ・フェイスシールド・ガウン)に加えて、必要に応じヘアキャップやフットカバー、ゴーグル、N95マスクなども着用した。このほか、児童の食事は使い捨ての容器を用いて提供する、陽性者が利用できる専用のシャワーユニットを設置するなどの対策を講じた。</li> </ul> <p>【その他児童福祉施設の取組】(令和2年2月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設等における過ごし方の制限(マスクの着用、黙食の推奨、イベントの人数制限、一時保護所入所児童の陽性者隔離措置等)</li> <li>・ 施設等の閉鎖、開館時間の短縮、利用制限(指定管理施設、その他子育て関連施設)</li> </ul>										
実績	<p>【病児・病後児施設の利用実績】</p> <table border="1" data-bbox="347 1800 1433 1912"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数</td> <td>6,678</td> <td>1,795</td> <td>3,260</td> <td>3,228</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R1	R2	R3	R4	利用人数	6,678	1,795	3,260	3,228
年度	R1	R2	R3	R4							
利用人数	6,678	1,795	3,260	3,228							

【子育て支援拠点施設(子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館)の利用実績】

年度	R1	R2	R3	R4
利用人数	224,243	106,243	133,500	181,820
相談件数	15,631	13,556	14,995	15,486

【ファミリー・サポート・センターの利用実績】

年度	R1	R2	R3	R4
提供会員数	864	899	739	704
依頼会員数	4,525	4,314	4,232	4,206
両方会員数	370	300	248	232
会員数計	5,759	5,513	5,219	5,142
活動件数	7,958	5,202	5,143	4,635

【保健衛生用品(マスク・消毒液)等の整備に係る費用に対する支援】

施設・事業名(施設数)	R2	R3	R4
病児・病後児(10)			
補助額(千円)	6,332	1,666	1,805
件数	10	8	8
子育て支援拠点施設(20)			
補助額(千円)	11,534	4,101	8,908
件数	20	18	19
ファミリー・サポート・センター(1)			
補助額(千円)	316	298	87
件数	1	1	1

【各施設等の感染防止対策】

・各施設等が適切な感染防止対策等を行えるよう以下の対応を行った。

- ① 国の「基本的対処方針」の変更などに応じ、市の対応方針・留意事項など発出
- ② 感染症対策ガイドラインや市内保育所等への市の発出資料等を適宜参考送付し、情報提供を行った。

【少年自然の家に対する施設管理経費、感染拡大防止対策費の補正額】

	令和2年9月	令和3年2月	令和4年2月
補正金額(千円)	11,943	9,516	14,508

<p>成果と課題</p>	<p><b>【共通の成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用が起因と思われる施設内でのクラスター発生報告等がなかったことから、感染を抑え、利用者が安心して利用できる体制整備に効果があったと考える。</li> <li>・国等の運用変更に合わせて、市の対応方針等の周知や情報提供を行うことで、社会情勢の変化に応じた感染対策を講じながら、適切に施設運営を行うことに効果があったものとする。</li> </ul> <p><b>【子育て支援拠点施設・ファミリー・サポート・センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面で実施していた講座や会議等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、オンライン手法を導入し、現在も継続。</li> </ul> <p><b>【少年自然の家】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して、感染拡大防止対策として施設の利用制限を課して運営を継続したことによる利用料金等の減収による施設管理経費の不足を補ったことで安定した事業運営をすることができた。</li> <li>・感染拡大防止対策、及び運営に係る経費の補填を行うことで、施設内の消毒作業の業務委託や消毒液、抗原検査キット等の用意などができ、感染拡大防止策を進めることができた。</li> </ul> <p><b>【東部児童相談所・西部児童相談所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の感染症対策に万全を期し、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況においても児童相談所の相談援助業務を継続することができた。</li> <li>・一時保護児童の発症や感染拡大についても、最低限に抑えることができた。特に、陽性となった一時保護児童から職員への感染は防ぐことができた。</li> </ul> <p><b>【病児・病後児施設の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関併設型であるため、新型コロナウイルス感染症など感染症拡大下の状況では、市医療体制を維持するため、病児の受け入れを限定的にしていた。</li> </ul> <p><b>【東部児童相談所・西部児童相談所の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護児童が市中感染することはないものの、職員や入所者の流入があるため、感染を完全に防ぐことは困難であった。また、陽性者の隔離により、感染拡大を最低限に抑えることはできたが、同じ居室で就寝していた児童間での感染は防ぐことができなかった。</li> </ul>
--------------	---

節	3 市立学校・保育所等																					
細節	(3)その他の施設等への支援																					
項目名	こども関係施設への衛生物品等の配付																					
担当課	こども企画課、東部児童相談所・西部児童相談所																					
取組内容	<p>【子ども交流館・子どもたちの森公園】(令和2年4月～令和3年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、子ども交流館にウォークスルー型体表温度感知器及び加湿器を設置し、子どもたちの森公園に対して非接触型体温計を設置した。</li> </ul> <p>【東部児童相談所・西部児童相談所】(令和2年2月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国から提供されたサージカルマスクや使い捨て手袋を活用し、児童相談所における感染拡大防止や、一時保護児童の中で陽性者が確認された際の個別対応を実施した。</li> </ul>																					
実績	<p>【子ども交流館・子どもたちの森公園】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>物品名</th> <th>設置日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども交流館</td> <td>ウォークスルー型 体表温度感知器</td> <td>R2年9月30日</td> <td rowspan="2">1,718千円</td> </tr> <tr> <td>子ども交流館</td> <td>加湿器</td> <td>R3年2月10日</td> </tr> <tr> <td>子どもたちの森公園</td> <td>非接触型体温計</td> <td>R2年10月6日</td> <td>19千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【東部児童相談所・西部児童相談所】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>サージカルマスク</td> <td>7,000枚</td> </tr> <tr> <td>使い捨て手袋</td> <td>14,000枚</td> </tr> </tbody> </table>			設置場所	物品名	設置日	金額	子ども交流館	ウォークスルー型 体表温度感知器	R2年9月30日	1,718千円	子ども交流館	加湿器	R3年2月10日	子どもたちの森公園	非接触型体温計	R2年10月6日	19千円	サージカルマスク	7,000枚	使い捨て手袋	14,000枚
設置場所	物品名	設置日	金額																			
子ども交流館	ウォークスルー型 体表温度感知器	R2年9月30日	1,718千円																			
子ども交流館	加湿器	R3年2月10日																				
子どもたちの森公園	非接触型体温計	R2年10月6日	19千円																			
サージカルマスク	7,000枚																					
使い捨て手袋	14,000枚																					
成果と課題	<p>【子ども交流館・子どもたちの森公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウォークスルー型体表温度感知器及び非接触型体温計について、施設利用者の体温確認を円滑に実施し、感染の疑いがある利用者を把握することができた。</li> <li>加湿器を諸室に設置したことにより、クラスター発生がなかったことから、大規模な感染を予防することができた。</li> </ul> <p>【東部児童相談所・西部児童相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の感染症対策に万全を期し、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況においても児童相談所の相談援助業務を継続することができた。</li> <li>一時保護児童の発症や感染拡大についても、最低限に抑えることができたと考える。特に、陽性となった一時保護児童から職員への感染は防ぐことができた。</li> <li>一時保護児童が市中感染することはないものの、職員や入所者の流入があるため、感染を完全に防ぐことは困難であった。また、陽性者の隔離により、感染拡大を最低限に抑えることはできたが、同じ居室で就寝していた児童間での感染は防ぐことができなかった。</li> </ul>																					